

別記様式（国民年金法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十五年厚生省令第二十六号）附則第三項

国民年金

年 金 額 改 定 票

国民年金法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律
第 86 号）附則第 2 条による。

国民年金証書の記号番号	
受給権者の氏名	
改訂後の年金額	金 円
改訂後の年金の支給開始年月	昭 和 45 年 7 月

社会保険庁

この票は、国民年金証書の表面左上に必ずはつて
おいて下さい。